

学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン

平成30年9月
(令和2年6月改定)
幕別町教育委員会

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。

その実現に向けては、町内全ての学校で、教員が限られた時間の中で児童生徒の接する時間を十分に確保し、児童生徒に真に必要で総合的な指導を持続的に行うことが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会（以下「道教委」という。）が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では、前回調査（平成20年度）や国の教員勤務実態調査と比較して、改善は見られるものの、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割を超えている状況であり、教頭に至っては、小・中学校とも7割を超えている状況となっております。

また、本町の実態調査（抽出校）では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、第1期（平成28年11月7日～11月20日）では48.4%、第2期（平成28年12月5日～18日）では33.3%であり、本町においても道教委の実態調査と同様の状況にあるものと推察され、教員が子どもと向き合う時間を確保するための取組の充実が課題となっております。

こうした状況を踏まえ、道教委では、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成し、そのプランの項目として市町村教育委員会の役割に「市町村立学校における働き方改革を進めるための計画等の作成」が盛り込まれたところです。

幕別町教育委員会（以下「町教委」という。）においても、教職員の時間外勤務の実態は道教委の調査と同様の状況にあるものと認識しており、北海道アクション・プランをベースとし、校長会及び教頭会の意見も踏まえながら幕別町立学校における教員の時間外勤務縮減に向けた業務改善計画である「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン」を策定するものであります。

このプランにより、幕別町立学校の教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら学校教育の質を高め、児童生徒に対する指導の一層の充実を目指すものであります。

今後においても、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備に努めます。

1 働き方改革に関する国の動き

- ・平成29年6月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- ・平成29年8月、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- ・平成29年12月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- ・平成29年12月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- ・平成31年1月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（答申）」（中教審）
- ・平成31年1月、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（文部科学省）
- ・平成31年3月、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（文部科学省）
- ・令和元年7月改定、「学校における働き方改革北海道アクション・プラン」（道教委）
- ・令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」の公布（文部科学省）
- ・令和2年1月、「公立学校の教職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために構すべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号以下「国指針」という。）（文部科学省）

2 アクション・プランの性格

本プランは、国指針第4の（1）に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）第8条及び教育職員の業務量の適切な管理等に関する教育委員会規則第2条第3項に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

加えて本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定し、幕別町立学校の働き方改革を進めるためのものである。

本プランについては、今後の国の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行う。

3 取組の方向性

これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるといふ、働き方改革の

目指す理念を共有しながら、取組を実行する。

「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 町教委の役割

幕別町立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定めるとともに、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を、関係機関と連携しながら主体的に推進する。

勤務時間を意識した働き方を進め、職員一人ひとりの意識改革を促進する。

5 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行い着実に進めるため、次のとおり目標を設定し、取組期間は平成30年度から令和2年度までの3年間とする。

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間等を減じた時間を1か月で45時間以内、1年間で360時間以内とする。

※1 「在校等時間」は、9の(1)の①と同一。

※2 「所定の勤務時間」は、9の(1)の②と同一。

※3 「目標」に掲げる上限時間は、9の(1)の②と同一。

※4 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合については、9の(1)の③に掲げる上限の範囲内とする。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。

また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

【働き方改革を進めるため、令和2年度末に目指す指標】

- | | |
|---|-------|
| 1 部活動休養日を完全に実施（年間①（平日週1日52日＋週末週1日52日）＋②学校閉庁日9日（①と②の重複分を除く。）している部活動の割合 | …100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 | …100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | …100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | …100% |

6 推進体制と取組の検証・改善

(1) 推進体制

町教委は、幕別町校長会（以下「校長会」という。）及び幕別町教頭会（以下「教頭会」という。）と連携し、本プランの取組について推進を図るものとする。

(2) 取組の検証・改善

町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、校長会及び教頭会との議論を通して取組を検証し、検証結果並びに国及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

7 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならず、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、町教委においても、幕別町PTA連合会と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

8 具体的な取組

町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

幕別町立学校は、実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行う。

action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

・町教委は、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援員を配置する。

(2) ICTの活用促進

・町教委は、全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用し、情報の共有化や業務の効率化を図る。

・幕別町立学校全校に校舎内無線LANを整備するとともに、大型テレビやタブレットを配備して、デジタル教材や資料等の活用を図る。

(3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

・町教委は、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の導入を進め、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組を推進する。

action 2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

・町教委は、生徒の学校生活等への影響を考慮した休養日や活動時間を設定し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るほか、教員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築するためには、教員の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮する必要があることから、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。

① 部活動休養日の実施

・学期中は、週当たり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

また、学校閉庁日を設定する場合は、その期間を休養日とする。

② 部活動の活動時間

・1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

※上記の部活動休養日及び活動時間の具体的な取り扱いの詳細については、「幕別町部活動の在り方に関する方針」による。

(2) 部活動指導員の配置等

・町教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、道教委による部活動指導員の配置を検討する。

・中学校においては、教員負担の度合い等を踏まえ、人材の推薦や効果的な活用について検討するものとする。

(3) 複数顧問の効果的な活用

・各学校においては、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行う。

(4) 学校規模に応じた部活動数の適正化

・中学校においては、部活動数を適正に設置するとともに、生徒がスポーツ等を行う機会が失われることのないよう複数の学校による合同部活動や総合型地域スポーツクラブとの連携等を検討する。

action 3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

・各学校においては、月2回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日）、「消灯時間

の設定」等学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。

(2) 教職員の意識改革の促進

・各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定するなど、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する内容の設定を検討する。

・各学校においては、管理職員だけでなく、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する研修の実施を検討するとともに、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや、目標の時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(3) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

・町教委は、町立学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

① 実施目的

・職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

・8月13～15日の3日間に設定することを基本とする

(夏季休業期間内で、学校の実情に応じて設定することも可)

・年末年始の休日は、全町統一の学校閉庁日とする

③ 服務上の取扱等

・年休、夏休、振替等とする

・休暇取得を強制しない

・出勤も可とするが、この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする

・中学校は、部活動休養日に設定する

④ 保護者への周知

・町教委が各学校を通じて、保護者に通知を発出する

(4) 在校している時間を客観的に計測し記録するシステムの導入

・勤務時間の管理については、労働安全衛生法の改正により、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることが明確化さ

れたことを踏まえ、町教委は、幕別町立学校において、職員が在校している時間は、ICT等の活用により客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録するシステムを導入し、活用する。

・各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

(5) 機械警備の活用

・全ての町立学校に機械警備を整備しているため、土曜・日曜・祝日・学校閉庁日等に校舎内が無人的場合でも、管理職員の校内巡視を実施しないことを検討する。

(6) 管理職員のマネジメント研修への参加促進

・町教委は、学校における業務改善を図っていくため、校長をはじめとする管理職員のマネジメント能力の向上を目的とした研修への参加を促す。

(7) 主幹教諭等の配置の推進

・学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置や国の加配活用などの取組を推進する。

action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

・町教委は、独自で行う調査は、極力道教委の調査を活用するなどにより、学校の負担軽減に努めるとともに、道教委からの調査についても、学校における提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいくものとする。

(2) 勤務時間等の制度改善

・道教委では、平成22年度以降、4週の期間内での変形労働時間制を導入し、随時対象業務を拡大してきたほか、休憩時間に係る制度改正や、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、職員の勤務時間に係る制度改善が行われてきている。

町教委としても、これらの制度が町立学校職員に対して有効に活用されるよう、取組を推進する。

(3) 適正な勤務時間の設定

・各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

・各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活

用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

(4) メンタルヘルス対策の推進

・町教委は、町立学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックや面接指導等を実施する。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導助言

・各学校に対し、標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画することのないよう指導・助言するとともに、指導体制を整えないまま標準授業時数を大きく上回った授業時数を計画している場合には、指導体制の整備状況を踏まえて精査して教員の時間外勤務の増加につながらないようにし、教育課程の編成・実施に当たっても教員の働き方改革に十分配慮するよう指導・助言を行う。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

・町教委は、学校教育推進員を配置し、生徒指導上の諸問題や学校だけでは解決が困難な事案等が発生した場合の相談体制を整備する。

(7) 学校行事の精査・見直し

・町教委は、各学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(8) 少年団活動における教職員の負担軽減

・町教委及び学校は、少年団活動の関係団体に対し、指導に関わっている教職員の負担軽減を図るため、部活動休養日等に準じた取組について理解の促進を図る。

9 教育職員の在校等時間の上限について

・幕別町立学校の教育職員にあっては、給特条例第7条第2項に掲げる業務（以下「超勤4項目」という。）以外の業務については、時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務及び同条例第7条第1号各号に掲げる日における正規の勤務時間中の勤務。）を命じないものとされているが、正規の勤務時間外に校務として行われる業務については、当該業務が時間外勤務を命じられて行うものでないとしても学校教育活動に関する業務であることについて正規の勤務時間内に行われる業務と変わりなく、こうした業務も含めて教育職員が業務を行う時間を管理することが、学校における働き方改革を進める上で必要不可欠である。

このような状況を踏まえ、公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関して次のとおり定める。

・次の②に定める業務を行う時間の上限の範囲内とするために、業務の削減や勤務環境の整備を進める。

・各学校は、教育職員の勤務時間管理や業務の役割分担の適正化、効率化等を進め、業務を行う時間の上限の範囲内とする。

(1) 業務を行う時間の上限

① 「勤務時間」の考え方

「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含めて教育職員が働いている時間を適切に把握するために、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間を当該教育職員の「在校等時間」とする。

正規の勤務時間外において超勤4項目以外の業務を行う時間も含めて教育職員が在校している時間を基本とし、当該時間に、次に掲げるア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除いた時間を在校等時間とする。ただし、ウについては、当該教育職員の申告に基づくものとする。

ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として道教委が外形的に把握する時間

イ 道教委等が定める方法によるテレワーク（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間

エ 休憩時間

② 上限時間の原則

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間（給特条例第7条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を、次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1か月の合計時間（以下「1か月時間外在校等時間」をいう。）45時間

イ 1日の在校等時間から所定の勤務時間の時間を除いた時間の1年間の合計時間（以下「1年間時間外在校等時間」をいう。）360時間

③ 児童生徒等に係る臨時的な特別の事情がある場合の上限時間

児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間を、次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うこととする。

ア 1か月時間外在校等時間100時間未満

イ 1年間時間外在校等時間720時間

ウ 1年のうち1か月時間外在校等時間が45時間を超える月数6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間80時間

(2) 町教委が行う措置

① 道教委は、教育職員が在校している時間は、ICTの活用等により客観的に計測し、校外において職務に従事している時間についても、できる

限り客観的な方法により計測する。

また、計測の結果は公務災害が生じた場合等において重要な記録となることから、公文書としてその管理及び保存を適切に行う。

② 町教委は、教育職員の健康及び福祉を確保するため、次の事項に留意する。

ア 在校等時間が一定時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。

イ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保する。

ウ 教育職員の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施する。

エ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進する。

オ 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。

カ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は教育職員に産業医等による保健指導を受けさせる。

③ 町教委は、各学校における取組の実施状況を把握した上で、その状況を踏まえ、在校等時間の長時間化を防ぐための業務の分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の取組を実施する。特に、教育職員の在校等時間が上限時間の範囲を超えた場合には、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

(3) 留意事項

① アクション・プランに掲げる上限時間については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではなく、「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として作成するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り組まれるべきものであること。決して、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであってはならないこと。

② 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。

③ 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならない。仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めるものとする。